

報告第16号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年8月31日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第7号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成30年7月24日

西脇市長 片山 象三

記

事故発生日時	平成30年1月11日 午前11時50分頃
事故発生場所	西脇市西脇 315番地先
相手方	市内女性
原因・状況等	公用車で旧来住家住宅駐車場から市道三和西脇線へ右折で出ようとしたところ、南進してきた相手方の原動機付自転車と接触し、原動機付自転車が破損するとともに相手方が負傷した。
和解内容及び損害賠償の額	相手方への治療費、慰謝料等 388,833円を賠償する。 その余の請求権の放棄